# 区と警察との児童虐待対応にかかる情報連携イメージ　【別紙２】

〇児童虐待の未然防止及び早期発見・迅速な対応にあたっては、子どもの安全を最優先とした視点から、区及び警察が相互に情報を適切に共有し、両機関連携の下、対応を行っていく。

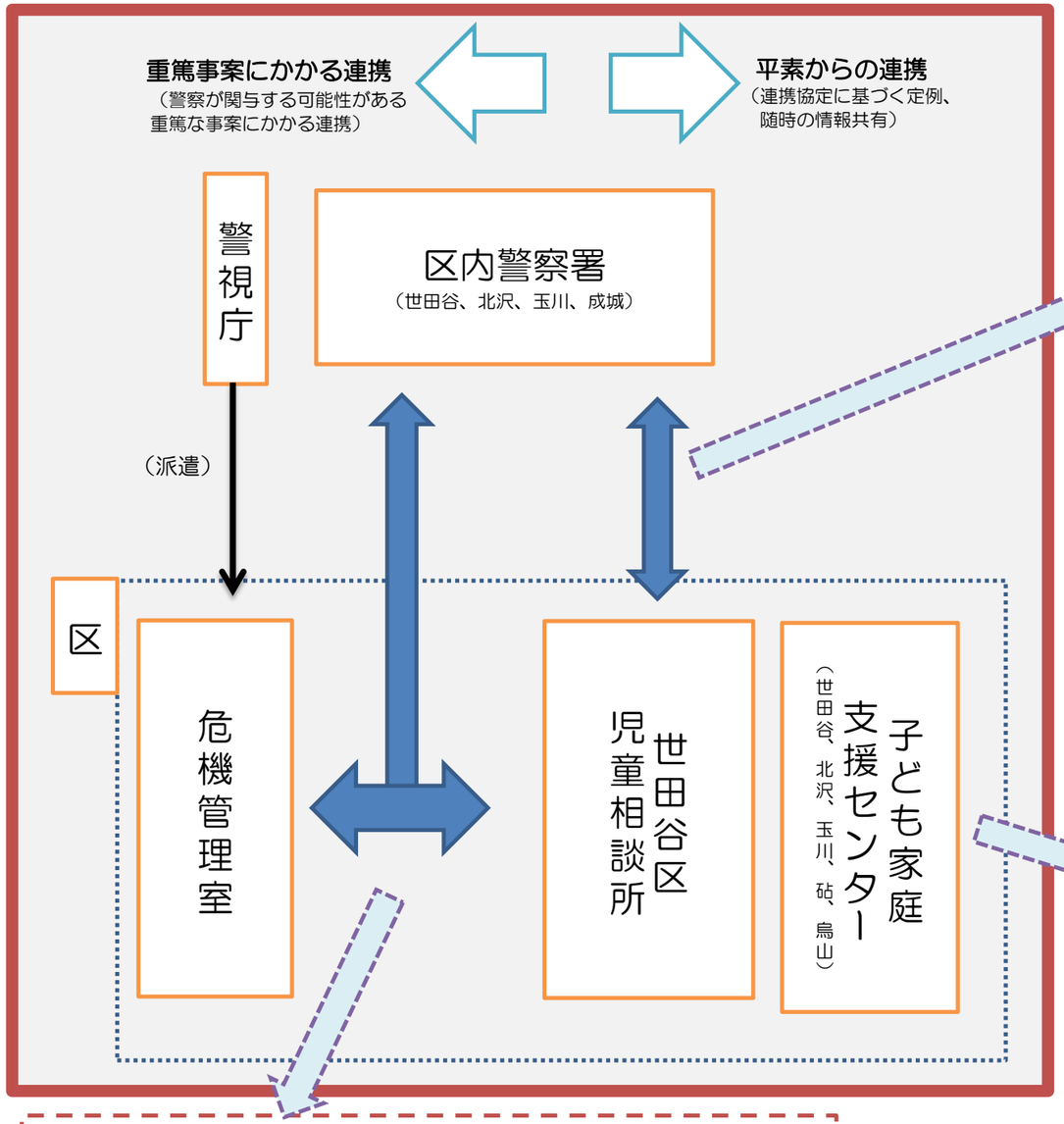


**危機管理室との連携**

警察が関与する可能性がある重篤な事案について、

〇緊急受理会議に参画し、警察的知見からの助言

〇児童相談所の援助方針を適切に警察署へ伝達・調整

〇協同面接に係る検察及び警察との連絡調整　ほか

## 警察との情報共有に係る協定書の締結

〇区として、適切なリスクアセスメントの上、<u>今後警察と連携して対応することが想定されるケースについて、事前に情報共有し、両機関が即時に対応できる体制を構築する。</u>

〇<u>協定内容については、他自治体の例も参考に引き続き検討を行う。</u>

（共有内容の案）

・児童相談所から警察へ提供する情報

１．虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報

２．上記の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報

３．通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報

４．区外の児童相談所からケース移管された事案及び区外の児童相談所へケース移管した事案の情報（**区独自の共有項目**）

・警察から児童相談所へ提供する情報

１．児童福祉法第２５条の通告のほか、児童虐待の疑いがあるとして調査したが、児童通告に至らなかった事案の情報（**区独自の共有項目**）

※以上のほか、<u>**警察から緊急の相談履歴の照会があった場合については個別に対応する。**</u>

**【ポイント１】区及び警察における情報連携**

⇒これまで警察は都の組織である児童相談所と区の組織である子ども家庭支援センター両者との連携であったが、区の<u>**児童相談所開設後は区と警察間での対応**</u>となる。

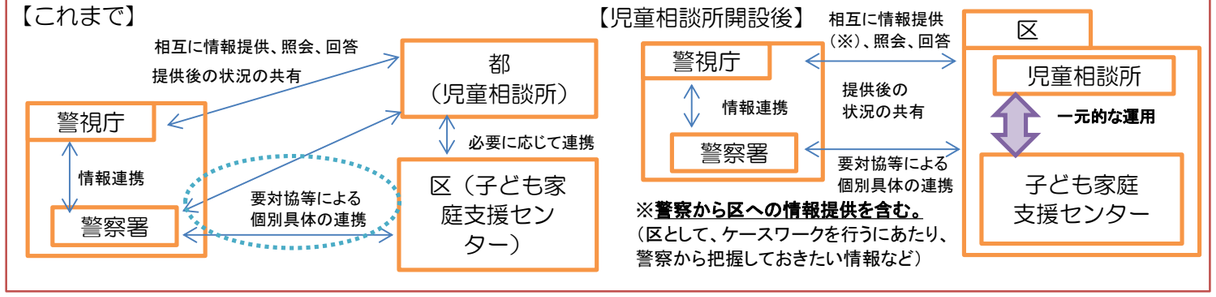


**【ポイント２】**

**子ども家庭支援センターと児童相談所との一元的な運用（のりしろ型支援）、区が保有する児童虐待ケースについて**

〇警察と共有するべき情報を一方の機関のみが保有していることがないよう、子ども家庭支援センターと児童相談所は共通アセスメントツールを活用するとともに、システム上も統一して情報共有する。これにより<u>**警察と共有するべきケースは必ず両機関で連携を図り、確実に一元的な情報を提供できる体制とする**</u>。

【参考】一元的な運用（のりしろ型支援）の実現の方策

〇個別具体のケース対応にあたっては、子ども家庭支援センターと児童相談所の両機関の職員がチームとなり対応する。
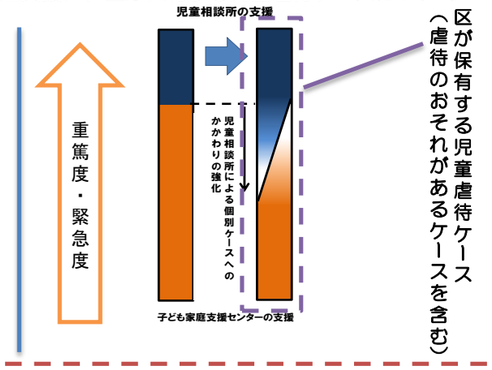
〇原則として、子ども家庭支援センターと児童相談所は合同で支援会議を実施し、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき、両機関が協働しながら問題の解決を目指す。